

(件名)「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP) について

今回は、2022年1月から発効された「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP) についてご紹介します。

1 RCEP (アールセップ) について

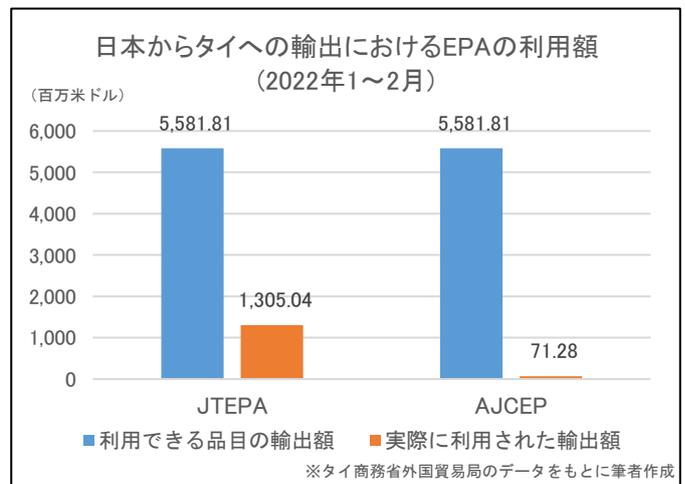
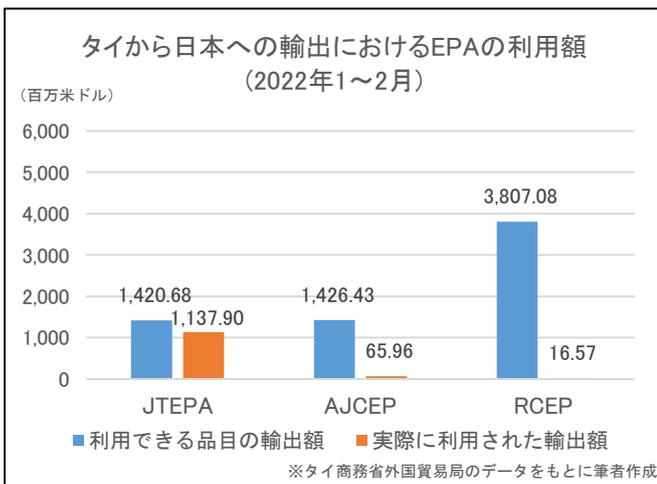
RCEPは、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びタイを含むASEAN10か国が参加している経済連携協定であり、世界のGDP、貿易総額、人口の3割を占める広域経済圏です。アジア地域は、大きな発展と成長が期待されている市場であることから、世界からも注目を集める枠組みとなっています。特に日本にとっては、中国及び韓国と初めて締結した経済連携協定であり、日本の貿易総額の半数以上を占める重要な経済連携協定となっています。

締結国間では関税撤廃等の措置が実施されるため、中国や韓国向けの輸出の増加などが期待される一方で、国内産業にとっては輸入品との競争の激化などのデメリットも混在しています。そのほかRCEPでは貿易に係る税制面のみならず、通関手続きや知的財産保護、投資など貿易に関係する様々な分野で新たなルールや優遇措置等が設定されています。



2 日タイ間の自由貿易協定について

現在、日タイ間の自由貿易協定としては、2007年に発効した「日タイ経済連携協定」(JTEPA)、2009年に発効した「日・ASEAN包括的経済連携協定」(AJCEP)、そしてRCEPの3つがあります。それぞれの協定は別個の協定として併存しており、どの協定を利用するかによって関税引き下げの対象となる品目や引き下げ率、規則、手続き等が異なります。下表はそれぞれの協定の利用状況のグラフです。



報告者:副所長 青谷 祐介

それぞれの協定で利用できる品目が重複していることもあるため、日タイ間で実際に利用されている輸出額としては最も古くから発効されている JTEPA が圧倒的多数となっています。AJCEP は日タイ間での利用は少ないですが、ラオスやカンボジアなど日本が個別の FTA を結んでいない国との貿易で多く利用されています。RCEP は 1 月に発効されたばかりでまだ利用額は小さいものの、利用できる品目の輸出額自体は多いため、今後ますます RCEP を利用した日タイ間の貿易が増加していくものと考えられます。(日本からタイへの輸出における RCEP の利用額については、国別のデータはありませんが、輸出にあたって必要な原産地証明書の発給件数は 2 ヶ月で 4,000 件超<sup>①</sup>にもなっており、RCEP 利用への期待が伺えます。)

また現在、RCEP を利用しているタイから日本への輸出品目としては、マグロやカツオ、サバ、サケなどの魚の加工品や野菜加工品、繊維類などが多くなっており、今まで JTEPA や AJCEP が利用できなかった、もしくは利用について厳しい条件が課せられていた品目において RCEP が利用される機会が多くなっているようです。

### 3 日タイ間における RCEP の利用メリットについて

日本の食糧基地である北海道から、農林水産品がタイへ多く輸出されていますが、タイへの輸出に係る RCEP 利用時の農林水産品の関税率は、JTEPA などの既存 EPA の範囲内となっているため、税制面でのメリットは大きくありません。

しかしながら、RCEP には上述のとおり税制面以外に様々な利用価値があり、その中でもとりわけ大きな影響があると思われるのが RCEP 締結国における原産地規則です。RCEP では、締結国産の原材料を日本国産の原材料とみなすことが可能であり、例えば、日本が今まで経済連携協定を結んでいなかった中国や韓国産の原材料を原料とする加工品をタイへ輸出する場合にも RCEP を利用することで関税引き下げ等を適用することができます。

また今まで EPA の利用に必要であった原産地証明書は、日本商工会議所で取得する必要がありましたが、RCEP の利用においては、輸出者が経済産業省から認定を受けることで自ら原産地証明書を発行することが可能になりました。

これらは代表的な例ですが、他にも様々な RCEP 活用のメリットがありますので、詳細は JETRO が作成した「RCEP 協定解説書」をご参照ください。原産地規則については、財務省関税局の「原産地規則ポータル」により詳しい記載がありますのでそちらもご参照ください。

◆JETRO ホームページ「RCEP 協定について」

(<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html>)

◆財務省関税局ホームページ「原産地規則ポータル」

(<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>)

① JETRO ビジネス短信 2022.03.22 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/700f9d0ecba61524.html>)